

富山県道路脱炭素化推進計画

令和8年2月策定

富山県

目次

1. 道路の脱炭素化の目標.....	3
1.1 「道路管理分野」の目標	3
1.1.1 「道路管理分野」全体のCO ₂ 排出量	3
1.1.2 「道路管理分野」全体のCO ₂ 削減目標	3
1.1.3 「道路管理分野」の個別施策毎のCO ₂ 削減目標	4
1.2 「道路整備分野」の目標	4
1.3 「道路利用分野」の目標	4
2. 目標を達成するために行う道路の脱炭素化の推進を図るための施策に関する事項 ...	5
2.1 道路管理分野	5
2.1.1 道路関係車両の電動化	5
2.1.2 道路照明のLED化	5
2.1.3 再生可能エネルギー活用	6
2.2 道路整備分野	7
2.2.1 低炭素アスファルトの導入	7
2.3 道路利用分野	7
2.3.1 自転車通行空間の整備促進	7
2.4 ロードマップ	8
3. その他計画の実施に関し必要な事項.....	9
3.1 脱炭素化施設等の設置.....	9

はじめに

地球温暖化に伴う気候変動の影響により、自然災害の激甚化・頻発化等が懸念されており、気候変動対策の推進は、我が国のみならず地球規模での対応が求められる喫緊の課題となっている。

道路は、我が国の経済成長を支え、安全・安心な暮らしを確保する重要な社会基盤である一方、国内のCO₂排出量の約18%（2022年度）を占めている状況にある。道路の脱炭素化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国において令和7年10月に道路脱炭素化基本方針が定められた。

本計画は、国の道路脱炭素化基本方針に基づき、富山県が管理する道路における道路脱炭素化の目標の設定に関する事項、その他の道路脱炭素化推進計画の策定に関する基本的な事項を定めるものである。また、富山県カーボンニュートラル戦略（令和5年3月）と整合を図り策定するものである。

1.道路の脱炭素化の目標

1.1「道路管理分野」の目標

1.1.1「道路管理分野」全体のCO₂排出量

本計画における目標の基準年度となる2013年度の道路管理分野のCO₂排出量を示す。

表1 道路管理分野におけるCO₂排出量

区分	CO ₂ 排出量
	2013年度（基準年度）
1.道路関係車両からのCO ₂ 排出量	254t
2.道路照明の電力消費によるCO ₂ 排出量	6,248t
3.道路設備・施設の電力消費によるCO ₂ 排出量	2,203t
計	8,705t

1.1.2「道路管理分野」全体のCO₂削減目標

本計画の「道路管理分野」全体における目標年度及び目標削減率は以下のとおり。

表2 道路管理分野におけるCO₂削減目標

	2030年度	2040年度
CO ₂ 目標削減率	46%	73%
CO ₂ 目標削減量	4,004t/年	6,355t/年

1.1.3 「道路管理分野」の個別施策毎の CO₂ 削減目標

「道路管理分野」全体の CO₂ 削減目標達成に向けて、「道路関係車両の電動車化」、「道路照明の LED 化」、「再生可能エネルギー活用」により、2013 年度比でそれぞれ 2040 年度までに以下の通り CO₂ を削減する。

表 3 取組の実施による CO₂ 削減量

取組内容	各取組の整備指標			CO ₂ 削減量	
	2013 年度 (基準年度)	2030 年度	2040 年度	2030 年度	2040 年度
1. 道路関係車両の電動車化	0%	80%	100%	20t/年	26t/年
2. 道路照明の LED 化	20.9%	80%	100%	4,857t/年	5,623t/年
3. 再生可能エネルギー活用	16.3%	55%	65%	1,268t/年	1,595t/年
計				6,145t/年	7,243t/年

1.2 「道路整備分野」の目標

道路整備分野の CO₂ 削減策として、「低炭素アスファルト導入」の取組を実施する。

2040 年度のアスファルト舗装工事における低炭素アスファルトの導入割合を 10% とすることを目標とする。

表 4 道路整備分野における施策の整備指標

取組内容	アスファルト舗装工事における低炭素アスファルトの導入割合		
	2013 年度(基準年度)	2030 年度	2040 年度
低炭素アスファルトの導入	0%	5%	10%

1.3 「道路利用分野」の目標

道路利用分野の CO₂ 削減策として、「自転車通行空間の整備促進」の取組を実施する。

2030 年度のサイクリングコースの整備延長を 329km とすることを目標とし、2040 年度までにさらなる自転車の活用の推進に努める。

表 5 道路利用分野における施策の整備指標

取組内容	サイクリングコースの整備延長	
	2013 年度(基準年度)	2030 年度
自転車通行空間の整備促進	33km	329km

2. 目標を達成するために行う道路の脱炭素化の推進を図るための施策に関する事項

2.1 道路管理分野

道路管理分野のCO₂削減目標達成のための取組は、以下のとおりである。

2.1.1 道路関係車両の電動化

(2030年度までの取組)

2030年度までに道路パトロール車含む道路関係公用車は80%の電動化を進める。

(2040年度までの取組)

2040年度までに道路パトロール車含む道路関係公用車は100%の電動化を進める。

表6 道路関係車両の電動化

対象車種	2013年度 (基準年度)	2030年度	2040年度
道路パトロール車含む 道路関係公用車※	0%	80%	100%

※道路を管理する出先機関の公用車を対象とする。

2.1.2 道路照明のLED化

(2030年度までの取組)

2030年度までに道路照明およびトンネル照明の80%をLED化する。

(2040年度までの取組)

2040年度までに道路照明およびトンネル照明の100%をLED化する。

表7 道路照明およびトンネル照明のLED化率

取組内容	2013年度 (基準年度)	2030年度	2040年度
道路照明LED化	23.7%	74%	100%
トンネル照明LED化	14.4%	100%	100%
合計	20.9%	80%	100%

2.1.3 再生可能エネルギー活用

(2030年度までの取組)

2030年度までに道路管理に使用する電力の再生可能エネルギー比率を55%にする。なお、目標達成に向けては、再生可能エネルギーを活用した電力の調達に加えて、道路区域内に1箇所の太陽光発電施設の設置を進める。

(2040年度までの取組)

2040年度までに道路管理に使用する電力の再生可能エネルギー比率を65%にする。なお、目標達成に向けては、再生可能エネルギーを活用した電力の調達に加えて、道路区域内に2箇所の太陽光発電施設の設置を進める。

表8 調達電力の再生可能エネルギー比率

2013年度(基準年度)	2030年度	2040年度
16.3%	55%	65%

表9 道路区域内の太陽光発電設置箇所数

2013年度(基準年度)	2030年度	2040年度
0箇所	1箇所	2箇所

2.2 道路整備分野

道路整備分野の取組は、以下のとおりである。

2.2.1 低炭素アスファルトの導入

(2030年度までの取組)

アスファルト混合物の製造温度を低減し、CO₂排出量を削減可能な低炭素アスファルトの導入を進め、アスファルト舗装工事における低炭素アスファルトの導入割合を2030年度までに5%とする。

(2040年度までの取組)

さらに低炭素アスファルトの導入を進め、2040年度までに10%とする。

表10 道路整備分野における施策の整備指標（再掲）

取組内容	アスファルト舗装工事における低炭素アスファルトの導入割合		
	2013年度(基準年度)	2030年度	2040年度
低炭素アスファルトの導入	0%	5%	10%

2.3 道路利用分野

道路利用分野の取組は、以下のとおりである。

2.3.1 自転車通行空間の整備促進

(2030年度までの取組)

走行時にCO₂を排出しない自転車利用への転換を促進するため、自転車通行空間の整備を進め、サイクリングコースの整備延長を2030年度までに329kmとする。

(2040年度までの取組)

さらなる自転車の活用の推進に努める。

表11 道路利用分野における施策の整備指標（再掲）

取組内容	サイクリングコースの整備延長	
	2013年度(基準年度)	2030年度
自転車通行空間の整備促進	33km	329km

2.4 ロードマップ

2.1 から 2.3 に記載した取組毎に、実施時期を以下のとおりロードマップとして示す。

表 1 2 富山県の脱炭素化に係るロードマップ

取組分野	取組内容	2026 年度	2027 年度	～2030 年度	～2040 年度
道路管理分野	道路関係車両の電動車化	導入計画検討		試行導入・検証	本格導入
	道路照明の LED 化	LED 道路照明への交換・導入			
	再生可能エネルギー活用	再エネ電源調達の入札要件検討		再エネ電力調達への移行	
太陽光発電設備等の設置検討			太陽光発電設備等の設置・道路管理施設への電力供給		
道路整備分野	低炭素アスファルトの導入		試行導入・検証	導入範囲拡大	
道路利用分野	自転車通行空間の整備促進	自転車通行空間の整備促進			

3. その他計画の実施に関し必要な事項

3.1 脱炭素化施設等の設置

2.1.3 に掲げた再生可能エネルギー活用を推進するため、民間等による道路占用制度を活用した脱炭素化施設等の設置を促進する。設置を想定している脱炭素化施設等及びその用途については表 1 3 に示すとおりである。

表 1 3 設置する脱炭素化施設等

施設	用途
太陽光発電設備	道路管理施設等への電力供給
E V 充電施設	電気自動車の充電
自転車の貸出・返却用ステーション	シェアサイクル・レンタサイクルの貸出・返却